

# 通信型ドライブレコーダー G500Liteのサービスで IT導入補助金2021

サービス等生産性向上IT導入支援事業

## 最大150万円<sup>\*</sup>の補助金交付が 受けられます!

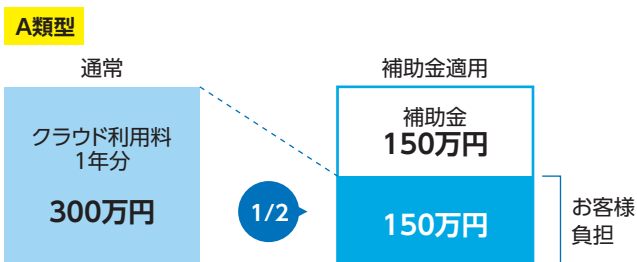


IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートする経済産業省の取り組みです。

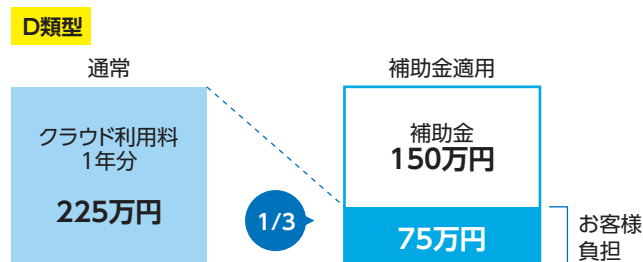
### 補助金 (A/D類型が対象)

	A類型	B類型	C類型	D類型
補助率	1/2以内	1/2以内	2/3以内	2/3以内
上限額・下限額	30万円～150万円未満	150万円～450万円以下	30万円～450万円以下	30万円～150万円以下
ツール要件	類型ごとのプロセス要件を満たすものであり、労働生産性の向上に資するITツールであること。 (当該要件はC・D類型においても前提条件)		テレワーク環境の整備に資するクラウド環境に対応し、複数プロセスの非対面化を可能とするもの。	

### 適用例 (補助金がMAXの場合)



IT導入補助金を使うと  
通常価格の**最大1/2の価格**で購入できます!



IT導入補助金を使うと  
通常価格の**最大1/3の価格**で購入できます!

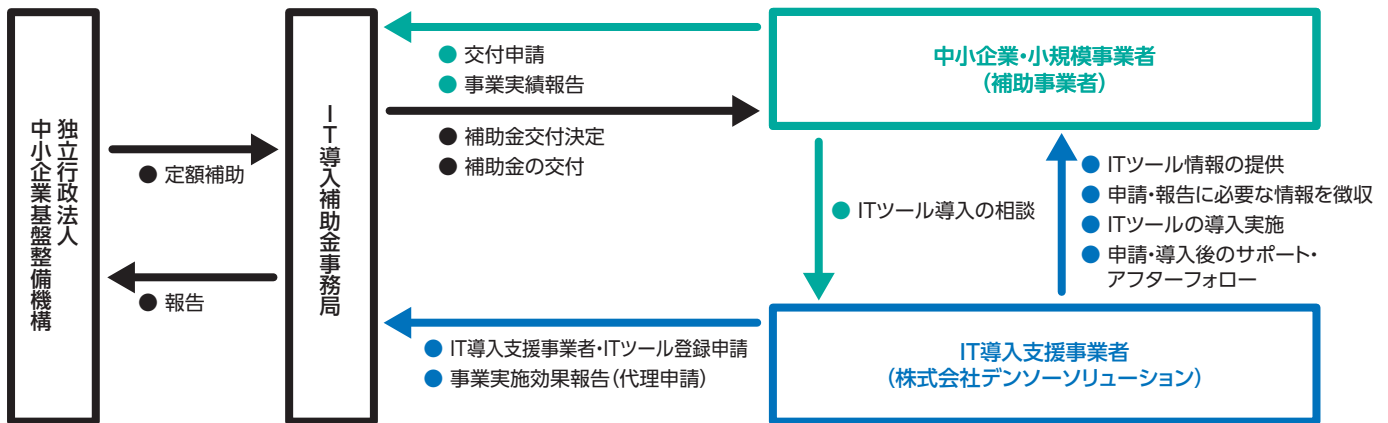
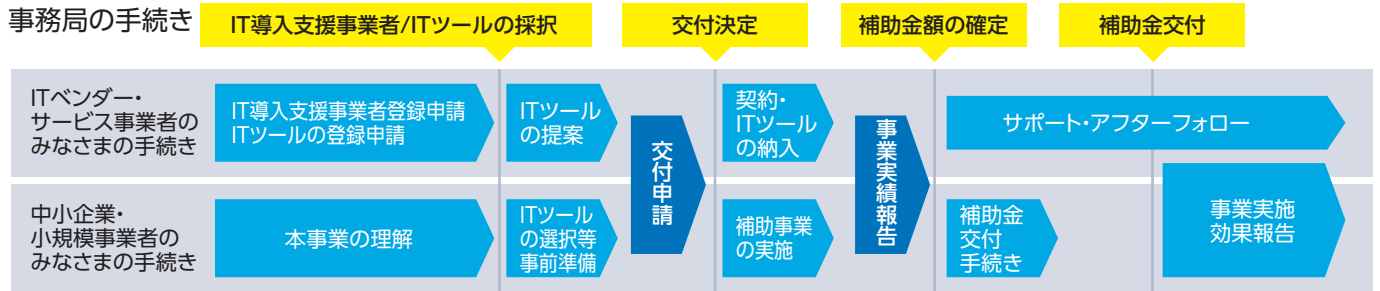
## 補助対象

通信型ドライブレコーダー G500Liteの  
クラウド利用料(通信料)1年分が対象

※ハードや取付費用は含まれません



## 申請・手続きフロー



## 補助対象事業者

業種・組織形態	資本金	従業員		
	(資本金の額又は出資の総額)	常勤		
以下の場合対象(個人事業を含む) 資本金・従業員規模の一方が右記	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	
	卸売業	1億円	100人	
	サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人	
	小売業	5,000万円	50人	
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人	
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	
	旅館業	5,000万円	200人	
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人	
	その他の法人	医療法人、社会福祉法人、学校法人	-	300人
		商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	-	100人
中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体		-	主たる業種に記載の従業員規模	
特別の法律によって設立された組合またはその連合会		-	主たる業種に記載の従業員規模	
財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)		-	主たる業種に記載の従業員規模	
特定非営利活動法人		-	主たる業種に記載の従業員規模	

## 小規模事業者

業種分類	従業員 常勤
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

## スケジュール

交付申請受付開始日:2021年4月7日

3次締切日:2021年9月中(予定)

交付決定日:2021年10月中(予定)